

## 働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書

今、働く現場では、心身の健康を損なう労働者が続出しています。過労死や過労自死（未遂を含む）事案は、労災補償の給付が決定された件数だけでも毎年200件前後に及び、その背景には長時間・過重労働、夜勤交代制労働などの生体リズムを無視した働き方・働かせ方や、不安定雇用、低賃金等の差別的待遇、ハラスメント等が職場に横行している実態があります。

国は、労働者の命と暮らしを守り、企業活力を向上させ、地域経済・社会を持続的に発展させるために、体調不良の労働者を日々生み出すような劣悪な雇用・労働環境を是正し、労働者が生き生きと働くことができる条件整備を行う必要があります。それには、個別企業における労使の自主的対応だけでなく、法規制の強化が不可欠です。

国は、昨年制定された「過労死等防止対策推進法」に続き、今国会では働き過ぎの防止に向けた労働時間法制の規制強化と、最も雇用が不安定な派遣労働の規制強化を行うべきです。

よって、国会におかれましては、男女がともに安心して働き、子を産み育てられる社会を実現するため、次の事項を早急に実現されるよう強く要望します。

- 1 労働基準法の見直しに当たっては、労働時間規制を適用除外する新しい制度の創設や、裁量労働制の対象拡大は行わず、時間外労働の上限規制や勤務インターバル規制、夜勤交代制労働に関する実効ある規制など、働き過ぎ防止に関する法改正を行うこと。
- 2 労働者派遣法の見直しに当たっては、派遣労働による直接雇用の代替を促進する可能性のある規制緩和は行わず、「段階的・一時的な業務への限定」や「均等待遇の確立」などの原則を盛り込む法改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年6月30日

尾 道 市 議 会

国会あて